

平成25年度 第1回大阪府消費者保護審議会 議事録

■日 時 平成25年6月21日（金）10時～

■場 所 大阪府立労働センター 本館6階606号室

■出席委員 池田委員、小牧委員、高森委員、吉田委員、稲垣委員、岡本委員、中浜委員、三上委員、安本委員、今井委員、金谷委員、西田委員

(計12名)

■会議内容

○義永消費生活センター総括主査

お待たせしました。ただいまから平成25年度第1回目の大阪府消費者保護審議会総会を開催させていただきます。

司会を務めます大阪府消費生活センターの義永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

最初に、総会の次第でございます。次に、委員名簿でございます。それと、本日の資料2つでございますが、一つ目は、大阪府消費者保護審議会消費生活苦情審査委員会あっせん事案報告書でございます。

もう一つが、大阪府消費者保護条例の改正について（中間報告）でございます。

以上ですが、資料のほうでございますでしょうか。

それでは、まず初めに、審議会委員の退任及び就任がございましたのでご紹介をさせていただきます。

日本チェーンストア協会関西支部の秋山委員が、事務局の変更に伴いまして平成25年5月31日付でご退任されました。秋山委員の退任に伴い、平成25年6月1日付で日本チェーンストア協会関西支部事務局次長の今井委員が新たにご就任されました。今井委員、よろしく申し上げます。

○今井委員

ただいまご紹介いただきました日本チェーンストア協会関西支部で事務局をしております今井でございます。前任の秋山事務局長からも引き継ぎを受けておりますし、また、先日は大阪府の消費生活センターさんのほうから、この審議会についての重要性とその進捗状況というのを確認させていただいておりますので、任期途中での交代になりましてまことに申しわけございませんが、今後ともよろしくお願いいたします。

○義永消費生活センター総括主査

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、本日の出欠状況についてご報告させていただきます。

当審議会の委員総数は17名でございます。本日は12名の委員の方々にご出席をいただいております。審議会規則第5条の定足数過半数を満たしております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

ご報告をいただいております本日の欠席委員ですが、大久保委員、加納委員、鈴木委員、山本委員、飯田委員の5名でございます。ご都合により欠席されております。

それでは、開会に当たりまして、大阪府消費生活センター所長田中よりご挨拶申し上げます。

○田中消費生活センター所長

消費生活センターの田中でございます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、また足元の悪い中、大阪府消費者保護審議会総会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

また、平素は本府消費者行政の推進に関しましてご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、池田会長、小牧委員、吉田委員におかれましては、本年2月の諮問から条例改正検討部会を約5カ月間にわたりまして計4回開催していただき、精力的にご審議をいただきました。本日、ここに中間報告としてまとめていただくまで大変なご尽力をいただきました。

改めて御礼を申し上げます。

本日の審議会の議題でございますが、次第にありますとおり、苦情処理審査委員会のあっせん事案の報告と、消費者保護条例の改正についての中間報告でございます。

消費者保護条例の改正についての中間報告につきましては、条例改正検討部会の池田部会長から後ほどご説明をいただきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見・ご提言をいただきましたと考えております。

事務局といたしましては、本日の議論を踏まえまして、今後消費者保護条例の改正についての中間報告をパブリックコメントに付していただき、8月7日の第2回総会を経まして、8月26日の第3回総会で審議会の答申としてまとめていただければありがたいと思っております。

本日は限られた時間ではございますが、幅広い視点からご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、委員の皆様方には、今後とも大阪府の消費者行政の推進に格別のご協力をいただきますようお願い申し上げます、審議会の開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○義永消費生活センター総括主査

これからの議事につきましては、池田会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長

皆様、改めておはようございます。

大変お忙しい中、早朝よりご参集賜りましてまことにありがとうございます。

お手元の議事次第でございますが、第1回の総会につきましてはこれに基づいて進めさせていただきます。

まずは、消費生活苦情処理審査委員会のあっせん事案報告ということでございます。それから、2つ目は、消費者保護条例の改正についてということでございまして、先ほど田中所長のほうからご紹介ありましたように、部会として中間報告を取りまとめましたので、総会のほうに上げさせていただくという段取りでございます。本日は、忌憚のない先生方のご意見を賜りたいというふうに思っております。

以下、順次進めさせていただきたいと思っております。

まず、あっせん事案の報告の関係でございますけれども、この件につきましては吉田委員、それから審査会規則第3条に基づきまして、臨時委員として大阪弁護士会所属の弁護士にあっ

せんをご担当いただきました。この件については、大変ご繁忙の中、丁寧な対応をいただき、一定の成果を得たと思います。改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、この件の概要等につきましては、吉田委員のほうからご報告をいただければと思います。よろしく願います。

○吉田委員

吉田でございます。

苦情審の委員の方には、重複した報告になり恐縮ですが、改めてこの審議会のほうでこのあっせん事案の報告をさせていただきます。

本年度のあっせんは、2件の申し立てがありまして、うち1件については取り下げにより途中で終了いたしました。もう1件は、今から報告させていただく事案で、成立に至ったということでございます。

申告者は70代の女性で無職です。年金生活の方です。相手方は呉服販売業者で、いわゆる呉服の次々販売が問題になっている事案です。もう1件あったあっせんの申告というのも、実は同じ業者でございました。

本件は、資料のほうに紛争の概要を書いておりますが、平成18年10月から23年暮れまでの間に、キャンセル分を除いて約2,200万円の購入をしたという事案でございます。

お金がだんだん尽きてきて、2,000万円ぐらい払った段階で残り170万分の割金が支払えなくなり、申告に至ったというケースです。

この方は、もともと証券会社にお勤めになっておられ、定年までお勤めになられました。そして現在は、70代で年金生活をしておられます。資産の関係で言いますと、資料2枚目裏の中ほど以下に、Xの経歴・資産・能力等として書いています。ご自宅もお持ちで、預貯金等もそれなりにお持ちであったということです。

そして、約5年の間に2,200万円分買っておられたということです。

1番支払いの煩瑣であった時期ですが、これは、平成20年9月から22年8月までの約2年間で、毎月の支払い額はクレジット支払いで、約40万から70万の間、毎月毎月お金を払っていたということでした。

この点が我々も1番問題としたところなのですが、この方は、今までの仕事の経験上、資金管理とか、毎月どれだけ払わなければならないかということは、ノートにつけて管理されていたので、我々にとってはなかなか解決に苦慮したという部分でありました。

結局、4回聞き取りをして、5回目にあっせん案を出しました。

そのあっせん案の内容は、3ページ目、第5回期日というところに書いてありますが、未払い金170万円は放棄し、解決金として業者さんは500万円返してくださいというものです。

申告者さんのほうも、袖を通してない着物とかががたくさんあり、物は返してもいいというふうにおっしゃっていたので、相応の物、要するに、この170万と500万足した分を、ちょっと超えるぐらいなのですが、700万円相当の物を返してくださいというようなことで対案を出しました。

これは、申告者さんのほうは、非常に満足いただいて受託するということだったのですが、業者さんのほうは、非常に硬く拒絶して、一旦は、あっせんも断念しかけたんですが、もう1名の委員が粘り強く説得していただいて、幾らであれば返せますかというような聞き取りを辛抱強くしていただいて、結局、最終的に、この2枚目の裏、4ページ目に書いてありますとおり、未払い金170万円の放棄、それから、あと100万円返しますということになりました。

そのかわり、宝石類で、100万円に見合う分返してくれという形であっせんが成立いたしま

した。これだけ頻繁な取引なので、最終的に合意に至った内容については、あっせん委員としてはやや不満が残るところではありますですけども、申告者さんのほうが、もう裁判はしたくないということで、この場で解決したいというご意向が強く、業者さんのほうも、あっせん場で解決したいという意味は持っていましたので、100万返すかわりに宝石類がその程度返ってくるならば、解決しようということで合意に至ったということでございます。

報告としては、このようなことです。

○池田会長

どうもありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、先生方のほうから何かご意見ございますでしょうか。

それでは、特にご意見ないようですので、お手元にありますこのあっせん事案報告書に基づいて、情報公開をさせていただくということにさせていただきます。

○高森委員

どの程度公開されるのですか。

○池田会長

お手元に出ておりますものにつきましては、匿名性についても一応配慮した形で出しておりますので、基本的にはこの形でウェブ上の搭載ということを考えています。ただ、今後具体的に掲載する段階で、表現の手直しを含めて、何かありましたらまたそのあたりをご一任いただければと思います。

○高森委員

2枚目の裏の下のほうに、甲というのが出てくるんですけども。これは、Yの間違いなのか、違うのでしょうか。

乙も出てきます。

○事務局

すみません。誤記になります。修正させていただきます。

○池田会長

ご指摘ありがとうございます。

そういうようなことも出てくるかと思っておりますので、表現、書きぶり、ご一任いただければと思いますが、基本的には、このような書式で公開させていただきたいと思っております。どうぞご指摘ありがとうございます。

それでは、その次の議題でございます。

大阪府の消費者保護条例の改正につきましては、本年の2月4日に大阪府知事から当審議会のほうに対しまして諮問があり、審議会としましては、早速、条例改正検討部会を設置いたしました。そして、3月4日の第1回の部会を開催して、以降、合計4回開催し、審議をいたしました。その結果を取りまとめたものが、今お手元でございます席上配付の中間報告でございます。

本日は、8月末ごろに予定しております答申に向けての、今後の審議の進め方につきましてもお説明をさせていただきますとともに、この中身につきましても、委員の皆様方からご意見

をいただきたいということで取り上げさせていただきました。

それでは、早速でございますが、部会での審議の経過につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

○神山消費生活センター課長補佐

大阪府消費生活センターの神山でございます。よろしくお願いいたします。それでは、経過についてご説明させていただきます。

お手元にお配りしております大阪府消費者保護条例の改正について（中間報告）の中の参考資料、7ページの裏側になるのですが、そちらのほうに検討経緯ということで記載をさせていただいております。本年2月4日に、大阪府知事から、大阪府消費者保護条例の改正について、大阪府消費者保護審議会に諮問させていただき、同審議会に条例改正検討部会を設置させていただき、ご審議をいただくことになりました。

資料のほうに記載のとおり、第1回目の部会を3月4日に開催していただき、平成24年度に改正されました特定商取引に関する法律、いわゆる訪問買い取りに対する規制と、消費者安全法による多数消費者財産被害事態への対応、これらと、条例との整合性の確保という点と、新たに制定されました消費者教育の推進に関する法律における消費者教育に関する事項について、5月30日までの間、計4回にわたりご審議をいただいております。

また、部会以外の委員の方々からも、今回審議すべき内容についてご意見をお伺いさせていただき、あわせてご審議をいただき、本日中間報告としてまとめていただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、部会審議の経過につきましてご報告させていただきます。

○池田会長

ありがとうございます。

それでは、この中間報告の中身については、私のほうから概要を報告させていただきますとともに、補足がありましたら、小牧委員、吉田委員のほうから、よろしくお願いいたします。

まず、今回のこの条例改正に至った経緯でございますけれども、これは、先般の審議会の総会でも指摘、説明させていただいたところでございますが、国において、特商法の改正等により、さまざまな立法・改正が行われ、この関係で、大阪府の条例の内容が、齟齬をきたしているということが明確になり、そういった齟齬については、なるべく速やかにしかるべき改正をしていかなければいけないということで、このような形になりました。

以下、部会の中で取りまとめました中身については、お手元2ページ以下になります。

まずは、1番でございますが、特商法の改正によりまして、ご案内のように、いわゆる押し買い、訪問購入の取引が規制対象となりました。従前、このような形態というのは、立法上も全く予定をしていなかったところでございますけれども、大変な消費者被害が続いているということで、国としても対応したということでございます。これに対応する府の現行条例においても、さまざまな点で改正しなければいけないという点がございまして、その内容につきましては、基本的に従前は事業者が物品を消費者に売るというパターンでございましたけれども、それを事業者が物品を売却するという、買い取り型消費者取引というようなことを、新たに書き加えているというあたりが、内容の骨子でございます。

それから、3ページでございますが、消費者教育の推進に関する法律が、昨年8月制定されております。この関係で、各自治体における消費者教育についての姿勢が問われることになりまして、府としましても、消費者教育の充実に努める方向で所要の改正をすべきではないか

というようなところが骨子でございます。

それから、3つ目は、消費者安全法の一部を改正する法律でございますけれども、この点については、そこに書いてございますように、実態のない利用権、あるいは換金できない外貨等、そのような案件への対応ということで、一定の措置ができるような建てつけになっているわけでございますが、それにあわせての条例は、現行条例では、少なくとも文言上もなかなかそのような法改正に対応するような呼び込みというのは難しいということで、この点についても所要の改正が必要であろうということに対応しているということでございます。

それから、4ページ目のこの不招請勧誘でございますが、この点につきましても、先ほどの押し買い、いわゆる訪問購入取引におきまして、若干の例外がございますけれども、不招請勧誘というものが禁止されました。これに対応する形で、現行条例の中に一定の対応する記載がございますけれども、その点についても法改正に伴う所要の改正が必要であるということで提案しているというところでございます。

それから、5ページ目、5の苦情審査委員会についてでございますが、このことにつきましては、法の改正ということではなしに、従前、大阪府の苦情審査の中で積み残しとなってきました、特にそのあっせん調停に対する誠実でない業者対応があった場合の業者名の公表等につきまして、従来、その根拠規定が必ずしもわかりいいものではなかったということで、この点について、どのような方向があり得るのかということで、現時点で一応考えられ得る整備をさせていただいたということでございます。基本的には、あっせんと調停と2つにわけて、特にあっせんにつきましては、まず1つ、関係当事者への出席要請についての根拠規定が現行条例になかったということで、こういう点については、その根拠を明確にしたということでございます。

それから、その事業者の名称等の公表につきましては、これもあっせんと調停と少し濃淡をつける形になりますけれども、調停の場合については、一定の場合に公表を行うけれども、あっせんの場合にはそれを控えるというような形の内容になっております。

それから、6番目は、自主行動基準についてということでございますが、自主行動基準につきましては、従前からさまざまな課題が指摘されているところでございます。特に、大阪府の条例改正に向けて、少なくともこの自主行動基準に基づいた情報で事業者が正しく事業活動を行っている。それが異なっている場合には、その情報は、やはり消費者に提供する必要がありますし、業者に対する適切な対応ということも必要になりますので、それについての改正をしてはどうかという内容になっております。

それから、7番目は、消費者基本計画の策定についてということでございます。これは、まさに先ほどの立法改革に絡む非常に重要なところでございますが、国においても消費者基本計画を策定するというようになっておりますが、各自治体におきましても、そのようなことについて立法としての動きが出てきました。これに対して、今回、条例においても、府の責務として、そのような基本計画を策定しなければならないというようなことを盛り込んだ内容になってございます。

それから、7ページ目、8番でございますが、応訴における消費者支援についてということでございます。従前、現行条例におきましては、いわゆる消費者被害の事案におきまして、資力が十分でない消費者を支援するというので、積極的に訴訟を起こす、アクションを起こすという場合の費用について、訴訟資金の貸付制度を設けていたところでございますけれども、消費者側が積極的に訴訟を起こすという場合だけではなく、事業者が消費者を訴えた場合にも、一定の場合については、消費者を支援する法的な理由ないし必要性があるのではないかとご指摘に基づいて検討をしたところでございます。

具体としては、多角的に検討をいたしました結果、当面、積極的に訴訟を提起する場合の訴訟資金の貸し付けについての実績というものが今日まで全くないということ、それから、とりわけ実際にこういった支援を必要とする消費者の実態についての把握についても、現段階ではデータがないという中で、新たに条例の内容としてこの点を盛り込むには、立法事実として少し材料不足のところがあるというところで、今後引き続き検討するということになってございます。

それから、9番目、その他の条例に係る事項についてでございます。

(1) 条例の名称についてでございますが、いわゆる消費者保護の保護というものにつきまして、国レベルでは、この保護という名称がおりてきておりますので、とりわけ消費者の自立支援の流れを踏まえると、この保護というのは、むしろ取るべきではないかというご意見がございます。しかし、他方で、やはり消費者のその保護というのは、一定の重みがあるというようなご意見もあるところでございまして、この点について、部会として一定の方向性を示すというのは困難であるというような内容になっています。

それから、2番目の集団的消費者被害回復制度についてということでございます。

このことにつきましては、委員の先生方にもご案内のように、国レベルで審議が続いている状況でございまして、府の条例として対応するというのも、その国の動きが一定の方向について明確になった段階で対応を検討するのがよろしかろうということで、この点についても改めて議論をするというようなことでまとめております。

それから(3)の前文についてということでございます。

この前文につきましては、前回大幅な改正を行いましたのは平成17年でございます。それから約8年を経過してございます。その間に、特にICT^{*1}の活用等が絡む消費者取引など、非常に複雑多岐にわたる取引形態が出てきておりますし、この前文の表現がそういったものをうまく取り込んでいると言えるかどうか。

それから、今般、国のほうで、いわゆる消費者教育推進法を制定したようでございますけれども、消費者教育というのが今後非常に重要になってくる、そのあたりのところも、前文あたりの中に織り込むということもあるのではないかとということで、まずは、その点について中間報告として書きとどめたということでございます。

あと、補足がありましたら、小牧委員、吉田委員のほうからお願いできるかと思っておりますが、いかがですか。

○吉田委員

1点だけ会長のご説明の補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、4ページの不招請勧誘についてなんですが、この点については、不招請勧誘一般勧誘規制を条例に盛り込むということは、今回は見送るということです。条例において、この点について何か具体的に触るということはないのですが、ここに書いていますように、訪問購入規制に対応して、現在、国のほうで出しております訪問販売お断りステッカーに、訪問販売・訪問購入とか、販売買い取りというような工夫をして、要は、法律の規制対象外のものも、この訪問販売お断り、訪問販売・訪問購入お断りステッカーによって実質上の不招請勧誘の規制という効果が得られるということにさせていただくという内容になっております。

以上です。

○池田会長

どうもありがとうございました。

小牧委員、よろしいですか。

○小牧委員

特にありません。

○池田会長

はい。ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見等賜ればと思います。何かいかがでございましょうか。

よろしいですか。はい、どうぞ。

○三上委員

三上です。

消費者基本計画の策定が入ったのは、とてもよかったと思います。これによって、今後いろんなことが、これからつなげていけると思うので、大変高く評価いたします。

それと、苦情審査会のあっせんと調停のところですけども、事業者名は調停とあっせんで公表する、しないというふうにお聞きしましたけれども、苦情審査会への付託があれば、あっせんしなかった、できなかったというその理由というのを公表するとかいうことはできないのかなど。意見にも書かせていただいたのですけれども、相談員に聞きますと、結構苦情審査会に上げているというような意見も聞くのですが、実際には、今年度は2件で、1件は取り下げだったというようなことを聞いています。

相談員には、あっせんをするかどうかの判断をされる基準がわからないのです。年2件というのは少ないと思うのですけれども、実際にはたくさん上げているけれども取り上げられなかった。

取り上げられなかったことがなぜなのかというのが、全然わからないので、もう少し何か公表していただけるようなことはできないのかなというのが、意見です。

○池田会長

ありがとうございます。

今回、条例の改正を受けての一連の作業ということで、今、三上委員からご指摘いただいたところは、従前より運用について改善のご提案いただいたところですので、改めて承ったということで受け取らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見はないということで、このような内容で、本日の総会后、6月中を目途に審議会として約1カ月間パブリックコメントに載せるということにさせていただきたいと思っております。

このパブコメにつきましては、報道機関への資料提供、府のホームページへの掲載、府庁の本館内にございます府政情報センター、それから府の消費生活センターにおいて開架などの情報を提供するというので、府民に一人でも多くこの周知ができるように対応したいというふうに思います。

その上で、なるべく多くの方からご意見をいただければというふうに願っております。

その後、今後の段取りでございしますが、既に日程の調整させていただいておりますけれども、8月7日に第2回の総会を開催するということになります。パブリックコメントによる府民の皆様方からのご意見等々を踏まえご審議をいただき、8月26日の第3回総会で審議会としての

答申というものの内容を確定し、取りまとめたいというふうに思っております。

以上で、本日予定したものとつきましてはお諮りをしたところですが、事務局のほうから何か追加がございますでしょうか。

○神山消費生活センター課長補佐

提案いただいている内容について、補足説明ですが、買い取り取引の関係ですけれども、資料のほうには記載しているとおり、法律のほうでは、先ほど会長からご説明していただいたとおり、物品、その中で一定の規制対象外の物品を取り次ぐという規制になっておりますが、今回の提言でいただいている内容といたしましては、取引形態、物品というものを限定するような形にはせず、買い取り型の消費者取引全般を対象にするというものとなっております。

これにつきましては、適正に事業を行っている事業者の方も当然おられますので、その辺の意見を踏まえた上で、最終的な判断をさせていただきたいと思っておりますので、その点について、1点申し添えさせていただきます。

それと、2ページに記載しております特定商取引法の関係のところのなお書き以下の部分ですけれども、ここには、実態のない権利等という記載をさせていただいているのですが、よく見させていただくと、その上の(2)のところ、権利に関する取引ということに記載すべきかと、思っております、これについて、また部会の委員の先生方と相談して修正をさせていただきたいと思っておりますので、その点をご了承いただけたらと思います。よろしく願います。

○池田会長

私の説明が、やや舌足らずなところ、事務局のほうで、補足をいただいたところでございますが、2点ご指摘いただきました。いずれもそこに書かれてある内容につきまして深めていただいたところですが、特に不招請勧誘につきましては、国のほうでかけたその網よりもさらに広く府の条例の方向性として、広く対応しようという点について、事業者も含めた意見を聞きたいということで、そのように対応させていただいているということでございます。

ご指摘いただきました点につきまして、何かございますでしょうか。

それでは、そのような内容でパブコメのほうをさせていただきます。

また、字句修正等、出てくるところがあるかもしれませんが、それについては、また部会のほうにご一任いただき、対応させていただきたく思います。

事務局、それでよろしいでしょうか。

○神山消費生活センター課長補佐

はい。

○池田会長

それでは、そのように扱わせていただきたいと思います。今後とも、府の消費者保護条例の改正に向けまして、非常に息の長いしっかりした対応が必要になりますので、どうぞ引き続きご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

それでは、あとは事務局にバトンタッチをいたします。

○稲垣委員

すみません。その他のところでちょっと1点

○池田会長

はい、どうぞ。

○稲垣委員

ナックス西日本支部の稲垣と申します。

今、条例改正の中で、不招請勧誘については、ステッカーとかを防止対策とするということですが、ここには訪問販売の買い取りというステッカーとかを作っていくとあるのですが、そのステッカーは、前回訪問販売お断りのステッカー、大阪府さん配られましたよね。

今回も、こういうステッカーを配られる予定とか、予算の請求とかあるのでしょうか。それから苦情審の中で挙げられました呉服販売、高額な被害が出ておりますし、多分呉服関係の他にも、不当な投資関係などで、かなり高齢者の被害が出ていると思います。

それを防止するのが一番大事だとは思いますが、最近、大阪府さんのこういう被害防止のためのポスターとかそういうものを余り見かけないように感じます。例えば大阪府さんのホームページとか、ネットの中での注意喚起というのが多くなっているのでしょうか。そのところが、私、大阪府民として見えてこないのが、教えていただけたらと思います。

○田中消費生活センター所長

田中でございますけれども、最近の相談の特色として、若者の被害と、それから高齢者に対する被害が多くなっておりますので、基金を活用しまして、23年度に高齢者、それから見守り者向けにDVDを使ったりもしました。

また、昨年度は、若者向けに12月から3月にかけて、NMB48なんかも使わせていただいて、携帯とかスマホ、それからインターネットが主ですので、それを中心に啓発をやらせていただきました。

今年度も、引き続き基金が延長されましたので、それを活用して、また11月か12月ぐらいから、高齢者の方はテレビが大体多いと思いますので、高齢者向けにテレビを中心に、キャンペーンをやらせてもらおうと思っています。今、選定の内容を検討してまして、今の段階では、中身まで詳しくは言えませんが、昨年までと同様、4カ月ぐらいにわたってさせていただこうと思っています。

○池田会長

ありがとうございます。

次回の総会に、今のご指摘いただいたようなところで、報告できる範囲で資料の取りまとめをお願いできますでしょうか。

○田中消費生活センター所長

はい、わかりました。

○池田会長

では、稲垣委員、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員

吉田でございます。

今、私、日弁連のほうにも関与しているのですが、日弁連のほうでは、高齢消費者の財産被害というが、このごろ急増していることが非常に問題になっていて、今年度は全力的に取り組むということにしております。

消費者庁のほうにも意見書を出したりとかということは、考えているのですが、新たな立法が必要だと思います。

現状できることとして、自治体で高齢消費者被害の予防のためのネットワークですとか、被害を探知する仕組みづくりが非常に重要なのではないかと考えております。

東京都では、高齢者被害予防のためのネットワークですが、福祉関係者とか、介護関係者とか、いろんなところでそういうネットワークを作って、被害の探知と予防ということを非常に熱心に取り組んでおられて、東京都は、都下の自治体にそういうネットワークづくりのガイドラインというのを出しておられて、この間日弁連でもそれを取り上げたシンポジウムをさせていただいたのですが、大阪府でもぜひ府下の自治体宛てに、そういうネットワークづくりを呼びかけるとか、そういう部分で、非常に今後力点を置いた活動をしていただけたらなと思っております。また詳しい資料等は、お持ちしたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

○池田会長

それじゃ、また次回の総会のときに、ご提供をいただければと思います。

では、安本委員、お願いします。

○安本委員

私、部会のほうも、4回中、3回傍聴させていただきまして、委員の皆さんは本当にお忙しい中、いい議論をしていただいていたなというふうに感じています。

私どもの団体にも、きょうの答申を持ち帰りまして、いろいろ検討しながらパブリックコメント等に出していきたいなというふうに考えています。

きょう、お伺いしたいのは、この中間報告を出して、パブリックコメントをして9月に答申として出す。2月にお伺いしたときは、それから条文、文案をつくって、たしか来年の2月の議会に提出をされるというふうにお伺いしたかと思えます。せっかく答申を出すので、改正については早ければ早いほうがいいなというふうに感じておりました、どうせ、府議会でいきますと、9月から12月まで議会の期間ということになっているかと思うのですが、そちらのほうに何とか出せば、半年でも早く体制ができるのではないかと考えておりました、そのあたりについてご検討をいただけたらなというのが、きょうの趣旨です。

○池田会長

それではご希望ということで承りました。

ただ、事務局のほうは、法務担当部局含めてさまざまな条例の書きぶりまでいきますと、なかなか大変な作業があるというのは、ご理解いただければと思います。ありがとうございました。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、事務局にバトンタッチいたします。

○義永消費生活センター総括主査

池田会長並びに委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、またご熱心なご意見いただきましてまことにありがとうございました。

それでは、最後に、消費生活センター所長の田中より閉会の挨拶を申し上げます。

○田中消費生活センター所長

委員の皆様方におかれましては、本日はどうもありがとうございました。

中間報告につきましては、基本的には大きな修正はなかったと思いますので、事務局としましてできるだけ早くまとめまして、パブリックコメントをさせていただいて、意見をまとめて、8月7日の審議会には十分なお議論ができるように準備したいと思いますので、今後とも、皆様方におかれましては、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○義永消費生活センター総括主査

では、以上をもちまして本日の審議会総会を終わらせていただきます。ありがとうございました。